

春日自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、春日自主防災会（以下本会という）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は春日記念館に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより地震、その他の災害（以下地震等という）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災知識・技能の普及に関すること。
- (2) 地震等の災害防止（災害予防）に関すること。
- (3) 地震等の発生時に於ける情報の収集伝達・初期消火・救出救護・避難誘導などの応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材などの備蓄に関すること。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、春日1・2丁目事務区にある世帯をもつて構成する。

(役員)

第6条

- 1 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 6名以内
 - (3) 幹事 若干名
 - (4) 会計 1名
- 2 役員は、会員の互選による。
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員の任務)

第7条

- 1 会長は、本会を代表し、会務をまとめ、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故のある時はその職務を代行する。
- 3 幹事は、会務の運営にあたる。
- 4 会計は、会の出納に関する職務を行う。
- 5 監査は、町内会の監査役が代行する。

(会議)

第8条 本会に、幹事会を置く。

- 1 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。
- 2 幹事会は、次の事項を審議し実施する。
 - (1) 総会に提出する事案。
 - (2) 総会により委任された事案。
 - (3) その他、幹事会が特に必要と認めた事案。

(防災計画)

第9条

- 1 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。
- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識・技能の普及に関すること。
 - (3) 防災訓練の実施に関すること。
 - (4) 地震等の発生時における情報伝達・出火防止・初期消火・救出救護及び避難誘導に関すること。
 - (5) その他、必要事項。

(会費)

第10条 本会の会費は、総会の議決を得て別に定める。

(経費)

第11条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもつてあたる。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第13条

- 1 会計監査は、毎年1回監査役が行う、ただし必要がある場合は、臨時に行うことができる。
- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(附則)

第14条 施行日

- 1 この規約は、2023年(令和5年)4月1日から実施する。
- 2 本会の規約の改廃及び細則は総会で定める。

———— 規約細則 ————

第1条

- 1 本会の規約第条10条、会費は町会費からの助成金と、その他を持ってこれにあて
る。
- 2 世帯1当たり年額200円以内 (町内会費の中から負担する)

第2条

- 1 本会の規約細則の改廃は幹事会で定める。
- 2 本規約細則は、2023年(令和5年)4月1日より実施する。